

個人市民税・県民税の申告は 3月17日(月)までに

皆さんに納めていただく市税は、学校や幼稚園・保育園・道路・公園・消防・防災など皆さんの生活に密着した、より良い高浜市の建設に欠かすことができないものですので、かならず申告をしてください。

- ・市民税・県民税申告に関する問合せ
市役所税務グループ ☎52-1111 (内線246・247・253)
- ・確定申告に関する問合せ 刈谷税務署 ☎21-6211

申告期限3月17日(月)

※市役所4階会議室での市内全域を対象にした申告相談受付は2月22日(金)からですので、おまわりのないようお願いします。

申告をする必要のある方

平成20年1月1日現在で高浜市に住所があり、平成19年中(1月1日から12月31日まで)に所得のあった方は、申告をする必要があります。なお、今回の申告については、所得変動に係る経過措置により扶養家族になつていない所得が0円の方も申告してください。ただし、勤務先から給与支払報告書の提出のある給与所得のみの方は、申告をする必要はありません。

給与所得者でも給与所得以外に所得(配当・不動産・雑・一時・営業・農業などの所得)のある方や年金などの支給を受けている方は、申告をする必要があります。また、雑損・医療費控除を受ける方は、申告をするときに雑損の内訳・医療費の領収書など、必要書類を必ずお持ちください。

出張受付を行います

申告書の出張受付は、申告受付日程表のとおりです。申告書の書き方などをよく読んで、分かるところは記入してお越しくたわい。

また、出張受付期間中は、担当職員が各施設へ出向いて不在となりますので市役所税務グループでは受付できません。

税理士による 税無料相談

東海税理士会刈谷支部所属の税理士が、税の無料相談を行います。
とき 2月18日(月)～26日(火)
(土・日曜日を除く)
ところ 市役所4階会議室

確定申告は 3月17日(月) までに

平成19年分の所得税の確定申告と納税は3月17日(月)が期限です。ご自身で所得と税額を正しく計算して、お早めに申告をしてください。

なお、申告書の提出は郵送などが便利です。

次の方は刈谷税務署で 申告してください

所得税の確定申告の義務のある方で次の方は、出張受付会場や市役所の会場では申告受付ができません。直接、刈谷税務署で申告してください。

- ・事業・農業・不動産・譲渡所得のある方(確定申告書のB様式の方)
- ・住宅借入金等特別控除を受けられる方(平成19年中に入居される方)
- ・今初めて住宅借入金等特別控除を申告される方)
- ・個人事業者の消費税および地方消費税を申告される方
- ・平成19年中に贈与を受けられた方

※申告会場では申告書の作成に要する時間も考慮し、終了時間の1時間前までにこ来場ください。

刈谷税務署からのお知らせ

確定申告に関する電話相談は、

申告会場混雑予想 申告会場(高浜市役所)

昨年度の申告受付から推測される混雑状況を3段階で表示しています。
予想欄：☺=普通(待ち時間が少ない)
☹=混む(待ち時間が長い)
☹☹=非常に混む(待ち時間が非常に長い)

日付	曜日	予想	日付	曜日	予想
2月18日	月	☹☹	5日	水	☹☹
19日	火	☹	6日	木	☹
20日	水	☹☹	7日	金	☺
21日	木	☹☹	8日	土	☹
22日	金	☹	9日	日	☹
23日	土	☹	10日	月	☹☹
24日	日	☹	11日	火	☺
25日	月	☹☹	12日	水	☺
26日	火	☹	13日	木	☺
27日	水	☺	14日	金	☺
28日	木	☺	15日	土	☹
29日	金	☺	16日	日	☹
3月1日	土	☹	17日	月	☺
2日	日	☹	※申告受付開始直後と週初めは非常に混雑が予想されます。		
3日	月	☺	※午前中は混雑が予想されます。		
4日	火	☹☹			

平成19年分所得税確定申告 平成20年度市民税・県民税申告受付日程表

月日	区分	会場
2月 1日(金)	屋敷町	あいち中央農協吉浜支店2階会議室
2月 4日(月)	小池町・八幡町	吉浜公民館1階会議室
2月 5日(火)	呉竹町・新田町・芳川町	
2月 6日(水)	向山町・論地町	高取公民館1階会議室
2月 7日(木)	清水町・神明町一丁目～五丁目・八丁目 豊田町・本郷町	
2月 8日(金)	碧海町・二池町	南部公民館2階大会議室
2月13日(水)	湯山町四丁目7番地2 神明町六丁目・七丁目	女性文化センター 2階会議室
2月14日(木)	湯山町(四丁目7番地2以外)	東海会館2階集会室
2月15日(金)	田戸町	
2月18日(月)	春日町	市役所4階会議室
2月19日(火)	沢渡町	
2月20日(水)	稗田町	
2月21日(木)	青木町	
2月22日(金)	市内全域 ※土・日曜日を除く	
2月25日(月)～ 3月17日(月)		

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時 農協 各公民館などの会場
午前8時45分～正午、午後1時～4時 市役所会場

税務署に行かなくても 確定申告ができます

所得税・消費税の確定申告書は、国税局ホームページ(htt://www.nta.go.jp)の「確定申告書作成コーナー」を利用して簡単に作成することができます。24時間いつでも確定申告書が作成でき、プリンターで印刷(白黒印刷可)してそのまま提出ができて大変便利です。

- ◆確定申告書等作成コーナーでは次のような申告書が作成できます。
- ・サラリーマンの医療費控除
- ・サラリーマンの住宅ローン控除

- ・年金収入の申告
- ・年の途中で退職した場合の申告
- ・株式の譲渡、配当の申告
- ・不動産所得、事業所得の申告
- ・収支内訳書(不動産・農業・事業)
- ・決算書(不動産・農業・事業)
- ・消費税の申告(一般用・簡易課税用)

確定申告会場(刈谷税務署)



2月18日(月)～3月17日(月)
(土・日曜日を除く)
午前9時～午後5時
※2月24日・3月2日の日曜日は開設します。